

中央防災会議 防災対策実行会議（第4回） 議事録

日 時：平成26年3月18日（火）18:15～20:00

場 所：官邸2階大ホール

- 定刻になりましたので、ただいまから第4回「防災対策実行会議」を開会いたします。
この会議の座長代理として進行を務めさせていただきます、防災担当大臣の古屋でございます。よろしくお願いいたします。

限られた時間でございますので、早速議事に入ります。まず冒頭、この会議の議長であります官房長官から御挨拶をいただきます。

- 委員の皆様には大変にお忙しい中、また、遅い時間にもかかわらず、このように御出席いただきましたことに心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

本日の会議では、昨年末に成立をいたしました南海トラフ地震または首都直下地震それぞれの特別措置法の中で地域指定、基本計画について。さらには大規模地震に共通してあります具体的施策や今後の検討事項を幅広く取りまとめました大規模地震防災・減災対策大綱について。さらには国や地方公共団体等で実施する防災訓練の基本指針であります平成26年度総合防災訓練大綱について、それぞれ御議論をいただきたいと思っております。

本日のテーマは南海トラフ地震、そして首都直下地震、まさに我が国にとって予想される大規模なこうした災害に対して、どのように適切に備えをすることができるのか、そして防災。減災をいかに迅速に行って、その被害を最小限に抑えることができるか。そうしたことについて委員の皆さんには忌憚のない御意見をお願いいたしたいと思っております。どうぞこの会によってそうした方向性がしっかりと示されることを御期待申し上げます。

恐縮でありますけれども、私は別の公務のために失礼しますことをお許しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- では、報道の方はまずここで退室をお願いします。

（報道関係者退室）

- では、官房長官、御苦労様でした。

- 済みません、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（菅内閣官房長官退室）

- それでは、まず1つ目の議題であります南海トラフ地震対策特別措置法の地域指定及び基本計画について、一括して統括官から説明をお願いします。

○ それでは、お手元の資料 1-1 をごらんいただければと思います。南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法は、昨年臨時国会で改正成立いたしました。12月に施行されたところでございます。本日はこのうち赤字で書かれております対策推進地域の指定の案、対策推進基本計画の案、対策特別強化地域の指定の案について御説明いたします。なお、これらの案につきましては昨年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの最終報告等を踏まえまして、内閣府において取りまとめております。

2 ページ、今後のスケジュールでございますけれども、3月28日に開催される予定の中央防災会議でそれぞれの案を決定することとしております。これによりまして平成26年度当初より、地方公共団体において関連する計画の作成に着手することができるようになります。

1枚おめくりください。まず対象とする地震でございます。御案内のとおり南海トラフ沿いではおおむね100～150年の間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生してございます。この地域における今後30年以内の大地震の発生確率は70%程度とされております。

4 ページ、また、東日本大震災を教訓とし、科学的に想定し得る最大規模の地震、津波についても検討しており、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば死者数で見ると最大で東日本大震災の約17倍、建物被害は約18倍という甚大な被害が考えられるところがございます。

5 ページ、このような地震に対応するため、推進すべき地震防災対策の考え方を整理したものでございます。ごらんのとおり発生頻度が高く、大きな被害をもたらす地震・津波をレベル1とし、ハード対策を推進するとともに、ソフト対策も有効に組み合わせ、対策を推進することとしております。また、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模の地震・津波をレベル2とし、命を守ることを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することとしてございます。

6 ページ、このような地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として内閣総理大臣が指定することとされております。このため、最大規模の地震・津波により震度6弱以上が見込まれる地域。2番目として津波高が3メートル以上で海岸堤防が低い地域。3番目は広域消防等、防災対策の確保が必要な地域。4番目として、過去の被災履歴を勘案いたしまして、原案を作成の上、関係都府県及び市町村の意見を聴取いたしました。地震防災対策に取り組む都府県等の意向を最大限尊重した結果、1都2府26県707市町村を指定することとしたいと考えております。

7 ページ、次に南海トラフ地震、津波避難対策特別強化地域の指定案について御説明いたします。南海トラフ地震に伴う津波により著しい被害が生じるおそれがあるため、内閣総理大臣は津波避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定することとされております。

地域指定は市町村単位とし、まず 30 センチ以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域を基準としつつ、特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村であり、一体的な防災体制をとる必要がある地域、あるいは浸水深、浸水面積等の地域の実情による津波避難の困難性を踏まえ、同一府県内の津波避難対策の一体性を確保する必要がある地域を勘案いたしまして、原案を作成の上、関係都県及び市町村の意見を聴取いたしました。津波避難対策に取り組む都県等の意向を最大限尊重した結果、1 都 12 県 139 市町村を指定することとしたいと考えております。

8 ページ、なお、この特別強化地域においては、市町村長の作成する事業計画に基づき行われる津波からの避難を確保するために必要な避難場所及び避難経路の整備や高台への集団移転促進事業等について、国の負担割合のかさ上げ、許可要件の緩和等の特例措置を設け、避難対策の推進を支援することとしております。

次に、資料 1－2 をごらんください。推進地域における地震防災の体系でございます。まず南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、国全体として取り組む防災・減災対策の方針などを定め、これに基づき各省庁、地方公共団体が実施する防災・減災対策を南海トラフ地震防災対策推進計画において。また、民間の施設管理者等が実施する津波避難対策を、南海トラフ地震防災対策計画でそれぞれ定めることとなります。このほか国の災害応急対策活動の具体計画を別途作成することとしております。

資料 1－3、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の案の概要でございます。全体で 6 章構成としてございます。第 1 章では対策の意義として最悪の被害の様相を念頭に置いた上で対策を検討推進し、被害の軽減を図ることが重要であることを述べています。

第 2 章では、南海トラフ地震では極めて広域にわたって強い揺れと巨大な津波が発生するなどの特徴を踏まえ、対策の基本的な方針として、国、地方公共団体、地域住民等が連携し、計画的かつ速やかにハード、ソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進することとしております。

第 3 章では、今後 10 年間で達成すべき減災目標として死者数をおおむね 8 割、建物被害をおおむね 5 割減少させることを掲げた上で、具体的な施策をその目標とともに示しております。例えば資料 1－3 の参考でございますように、住宅の耐震化を 95% とする。あるいは防災行政無線や緊急速報メール、J アラートを全市町村が整備するなどといった目標を掲げてございます。資料は後ほどごらんいただければと思います。

第 4 章では、災害応急対策の実施に関する基本的方針として、ヘリによる迅速な被害状況の把握など、被害が広域かつ甚大である南海トラフ地震の特徴を踏まえた対策を示してございます。

これら第 1 章から第 4 章を踏まえまして、地方公共団体等が作成する南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項を第 5 章に。

民間の施設管理者等が作成する、南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項を第 6 章にそれぞれ示しております。

以上が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地域指定案、地震防災対策推進基本計画案の御説明となります。

以上でございます。

○ 御苦労様でした。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

○ 私は大阪府が設けた南海トラフ地震の対策検討部会の部会長をしております、昨年11月に被害想定を出させていただきました。

大阪の場合は津波がやってくるまでに約1時間余裕がありますので、避難すれば津波による死者はゼロにできるということがわかりました。ただし、実は大阪と兵庫県の県境を神崎川という川が流れておりまして、この左岸側が実は液状化によって非常に大きな被害を受けることがわかりました。実は阪神・淡路大震災でも被害は出たのですが、全て兵庫県側で被害が出て、それを改修して補強していることがあって、それで左岸側の大阪府側は実は非常に大きな被害が出る。

満潮のときにもし地震が起こって、震度6弱なのですが、そこで佃地区というところで1万3,000人亡くなるという数字が出てまいりました。というのはゼロメートル地帯ですので、護岸が決壊すると津波ではないのですが、浸水が始まるということなのです。ですから、津波で30分で30センチという条件も入れて適用していただくと、東日本大震災と同じような避難ですと1万9,000人亡くなるのだけれども、早く避難すれば7,000人という数字が出てまいりました。

大阪府も今年度の補正予算で、一応21億円でもっと詳しく調査しなければいけないということでやっていたのですが、本工事になるととても膨大な経費が見込まれておりまして、しかもそこには地下鉄の出入口等がありまして、今までの浸水被害と全く違うようなことが想定されていますので、そういう特殊な条件もここで考慮していただけないかと思って今、発言させていただいているのですが。

○ それでは、一括してお答えさせていただくということで、ほかの委員の方いかがでしょうか。どうぞ。

○ どこまで細かいところを申し上げていいのかよくわからないのですが、第3章の地震対策のところでは建築物の耐震化ということで、資料1-3の参考のところには目標値が今、調整中ということで書いてございました。その中で目標を公立学校についてはというところは、余りほかの目標に比べて具体的数字が示されていないというのは、これはかなり進んでいるから具体的な数字を示す必要がないということなのかどうかという御質問でございます。

それと学校は市立学校もあるのですけれども、私立学校というのは対象の外に今、置かれているのか。その辺を教えてくださいと思います。よろしく願いいたします。

○ ほかにございますか。どうぞ。

○ 貴重な時間でございますけれども、昨年12月の議員立法に消防団を中核とした地域防

災力の充実強化に関する法律が制定をされました。御尽力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げたいと思います。それと、南海トラフ巨大地震など、大規模災害に対する揺れ、また、津波対策、首都直下地震におきましては、政治経済の中核である巨大都市機能の継続性、また、大規模火災など非常に多くの課題が議論されております。

その中にありまして、東日本大震災の教訓から消防団の立場といたしまして、また、大規模災害時の現場活動の観点から申し上げますと、基本的なことでありましてけれども、住民の避難誘導ということが非常に大事な問題であろうかなと考えております。また、建物、住宅の耐震、耐火、避難路、防潮堤の整備などハード面の整備を着実に推進していただく一方、また、避難というソフト面の強化、住民の意識の醸成をどうしていくのか。避難誘導をいつ、誰が、どこへ、どのように行うのかなど、地域の情勢、また、実情に合ったより具体的な対策が必要であろうかと考えております。

その中にありまして和歌山県などにおきましては、地震発生から3分の揺れの中に、2分の後には津波が押し寄せるといような状況も聞いておりますので、なかなか避難ということになりましても限界があると思いますので、できましたら高地への集団移転など防災・減災を主眼といたしました対策の推進をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- どうぞ。
- 基本計画の概要のことなので、どこまで言っているのか悩んでいたのですが、基本計画ですから必要なことがずっと地震対策から全部書いてあって、これは全部必要なことなので、これが完成するまでには時間的に随分違いがありまして、実効性を増すためには早めにはできることは何か。時間がかかることは何かというマイルストーンをきちんと明確にして、要するに各省がずっと並列的にやっているところにとどめると基本計画の中でも、これらの対策の実施手順といいますか、実効性が早く上がるものは早く上げていくという、その考え方を明記していただきたいというのが希望でございます。
- ありがとうございます。どうぞ。
- 基本計画案の20ページで自主防災組織の目標が書いてありまして、これは私は基本的に評価をさせていただきたいと思います。

長岡市では100%近く自主防災組織が進んでおります。しかもここにリーダーの育成を図ると書いてありますが、これは非常に重要で、自主防災組織をつくるだけなら簡単にできるのですが、リーダーの資質によって全然働きが違ってまいります。長岡市では中越地震の後に中越防災安全士の育成をやって、8年間で386名の防災安全士が誕生しましたけれども、こういった施策を参考にして防災知識を持った人をふやしていくことの大切さを念頭に置いていただくと、大変有効な計画になるのではないかと思います。この文書で大変結構だと思いますが、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

- ほかにございますか。どうぞ。

- 私も名古屋市の被害想定にかかわっているのですけれども、津波だけではなくて堤防が沈下をする。それによってゼロメートル地帯に水が入ってくる。ですから津波だけを余り意識して、まだ100分あるとあって避難がおくれる可能性があって、特にその辺は広報を、防災計画もそうですけれども、そのときに非常に注意しないと、堤防近くの人はかなり早い段階で避難をしてもらわなければいけない。そういうところにも注意が必要だと思います。
- どうぞ。
- 1つ、この避難対策特別強化地域の指定のところ、被害を受けた後、どういうふうにするのかということは最初から考えておかないと、これはいわゆる被害を少なくするという法律なのですけれども、実際に南海トラフの地震が起こったときに被災した後、その地域を一体どうするのかということは事前に考えておかないと、非常にこれが復旧・復興が難しいという問題が絡んできますので、事前復興といいますか、それを抱き合わせに指定していただくという、そういうことが必要ではないかと思います。
- ほかにありますか。まずは幾つか。
- まず、お話がありました堤防の沈下の影響です。まさに御指摘のとおり、河川の堤防あるいは海岸保全施設について液状化あるいは弱体化による影響というものはございまして、それについては十分備えをする必要があると思っておりますけれども、今回の法律は津波ということが前提になっておりますので、特別強化区域をその中で広げるといことは難しいかなということで、関係公共団体からも御意見があったのですけれども、そういう形で調整させていただいたということでございます。もちろん対策を講ずることは極めて重要ですし、御指摘があったように、住民によく周知してさっと逃げていくということももっと重要だと思っております。

御指摘ございました公立学校につきましては、これは27年度で100%という目標を立ててございます。私立学校につきましても補助金等によりまして促進をしております。見込みとしては26年度に大学87%、高校83%まで進捗するという数字はあるのですが、計画目標として数値を上げるまでには至っていないということでございます。促進させていただくということでございます。

お話がありました集団移転の関係は、資料1-3の8ページ、パワーポイントの資料でございますけれども、そこで対策が、津波避難対策緊急事業というものが挙げられていまして、その中で集団移転促進事業につきまして、規制緩和あるいは要配慮施設については特に用地取得も含めまして、補助率のかさ上げ等を行って促進することとしておるところでございます。

お話にもありました、できるものは早く急いでやるということはまさにおっしゃるとおりでございますので、個別の対策においてはそういうことを進めていきたいと思っております。

最後、お話のありました事前復興の考え方は極めて重要でございまして、国会でも御

質問をいただいております、まさに地域のビジョンをどういうふうにあらかじめつくっておくかということに極めてかかわってきますので、計画を承認するというよりは、地域のビジョンをきっちりつくっておいていただくということを、また公共団体のほうにしっかり働きかけてもらいたいと思っております。

- あと、リーダーの育成のところですね。
- リーダーの育成は一生懸命やっていきたいと思えます。
- 被害を受けた後の対策は極めて重要で、防災だけではなくて、例えば国土強靱化の大綱をつくりましたけれども、いずれは5月には基本計画、それから、各地方の推進計画をつくっていただかなければいけないのです。そういうところにもそういう要素はしっかり入れていただくというようなことをしていけないといけないのかなと認識をいたしております。

地盤沈下とか堤防の沈下のこれで特別強化地域はすごい要望が多いのです。大阪の見えているのですが、今、統括官からお話がありましたように法律の仕切りがそういう考えになっているので、まずはそういう形で指定のほうにさせていただきたいのですけれども、とは言え問題意識を私が持っていることは、ぜひ共有意識は持っているということだけは御理解をいただきたい。

- こういう法律をつくっていただいたときに、後でそういうものを適用したらどうかという議論が出てきたときに、そういうことが可能になるような制度といいますか、例えば公害で言う水俣病なんかの認定がそうだと思うのですが、やはり評価というものが時代とともに少し変わりますので、ですから最初に決めたそういう枠組みの中で評価するだけではなくて、新しい評価方法も入れられるような柔軟性というか、そういうものも少し考慮していただいたらと思うのです。
- わかりました。

あと、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律という長い法律なのですけれども、あれは私、消防議員連盟会長で、私と仲間が2年半くらいかけてつくった法律でございますので、御指摘をいただきましてありがとうございます。しっかりこの法律の趣旨にのっとって対応ができるように消防庁並びに消防団で。

- 頑張っておりますので、報告だけしておきます。
- ありがとうございます。

こちら側から特にないのですか。大丈夫ですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、意見がなければ最後に何か追加があればまたお受けしますので、次は続きまして首都直下地震対策関連で基本計画、実施計画。これを一括説明してください。

- 首都直下地震対策でございます。資料2-1をごらんください。首都直下地震対策特別措置法も昨年の臨時国会で成立いたしましたして、12月に施行されたところでございます。本日はこのうち、これも赤字で書いてございます首都直下地震緊急対策区域の指定の案、

緊急対策推進基本計画の案、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の案、いわゆる政府業務継続計画の案について御説明をいたします。

1枚おめくりください。今後のスケジュールですが、これにつきましても3月28日の閣議決定または内閣総理大臣指定を予定してございます。これによりまして平成26年当初から地方公共団体は、関連する計画の作成に着手できるようになります。

1枚おめくりください。まず対象とする地震についてでございます。法律及びそれに基づく政令によりまして、この赤の斜めのハッチがかけられているエリア及びその周辺を震源とする地域を対象とするというふうになっておりまして、赤のハッチのところはマグニチュード7クラスのいわゆる地殻型、狭い意味での直下地震の対象区域となっております。マグニチュード8クラスの海溝型地震として相模トラフ沿い及び日本海溝沿いのエリアを想定してございます。なお、マグニチュード7クラスの首都直下地震の今後30年以内の発生確率は、70%を超えるとされているところでございます。

1枚おめくりください。これらの地震を想定いたしまして、首都直下地震緊急対策区域の指定案でございます。先ほどの南海トラフの場合と同じように震度6弱以上が見込まれる地域、それから、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域、広域消防と防災体制の確保が必要な地域、過去の被災履歴を勘案いたしまして、原案を作成の上、関係都県及び市町村の意見を聴取いたしましたところでございます。

地震防災対策に取り組む都県の意向を最大限尊重した結果、1都9県310市町村を指定することとしたいと考えております。

資料2-2をごらんください。緊急対策区域における地震防災の体系でございます。まず首都直下地震緊急対策推進基本計画において、政府としての対策の方向性などを定め、これに基づき政府は政府業務継続計画を、地方公共団体は地方緊急対策実施計画などの各種計画をそれぞれ定めることとなります。また、基本計画の効果的な推進のため、数値目標と具体的な実現方策を定めた地震防災戦略、災害応急対策活動の具体計画をそれぞれ別途定めることといたしております。

先ほどの南海トラフ地震のときには数値目標が計画本体に入っておりましたけれども、法律の構成上、こちらにつきましては地震防災戦略として別に定めることにしてございます。

次に資料2-3をごらんください。首都直下地震緊急対策推進基本計画案についてでございます。本計画案は昨年末に中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループよりいただいた最終報告の内容などを踏まえ、首都直下地震の被害の特徴に応じた対策をまとめております。

まず緊急対策の意義として、首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠であること。予防対策、応急対策で被害を大きく減少させることが可能であることを掲げています。例えば耐震化率を100%とすれば、死者数が約9割減少すること。感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で、死者数が9割以上減少することなどが試算されてお

ります。

次に、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針として、首都中枢機能の確保のため業務継続体制の構築と、それを支えるライフライン、インフラの維持が必要であること。膨大な被害へ対応するため、あらゆる対策の大前提として耐震化と火災対策を講じること。深刻な道路交通麻痺対策や膨大な数の避難者、帰宅困難者対策等を行うことを示してございます。このほか自助、共助、公助による被害の軽減に向けた備えや、2020年に予定されているオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、外国人観光客の避難誘導対策を行うことなどを位置づけております。

次に、首都中枢機能の維持については、首都中枢機関を国会、中央省庁及び都庁、中央銀行、企業本社等とした上で、政府全体の業務継続体制の構築のためには非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境を確保すること。また、詳細は政府業務継続計画に定めること。経済中枢機能維持のための金融決済機能の継続性の確保、企業BCPの作成など事業継続への備えをすること。さらに、首都中枢機関を支えるライフラインや交通インフラについて耐震化、多重化と早期の復旧を図ることとしております。下段の緊急対策に関し政府が講ずるべき措置としては、対策の基本的な方針を踏まえ、耐震化の推進、火災対策を初めとする対策について、各省庁、地方公共団体、事業者等の実施主体を明記し、関係者の役割を明確にしています。このほか、法に基づく各種計画の認定基準や別紙記載事項も示してございます。

1枚おめくりください。別添ということですが、首都中枢機能維持基盤整備等地区について御説明いたします。この地区は首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全の確保を図るために、基盤整備などが必要な地区を内閣総理大臣が指定するものです。基本計画の策定に合わせ、東京都から意見を聞き、まずは首都中枢機関の集積情報等を勘案いたしまして、千代田区、中央区、港区のいわゆる都心3区に、東京都庁が所在します新宿区の4区を指定することとしてございます。

次に資料2-4をごらんください。政府業務継続計画案について御説明いたします。これは前回の会議で御報告いたしました政府業務継続計画案に基づき、法律の規定に従い、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画として作成するものです。今後この計画をもとに各省庁の業務継続計画の見直しを行い、政府全体の業務継続体制の確保を図っていくこととなっております。

以上が首都直下地震対策特別措置法に基づく区域指定案、対策の推進の基本計画案、政府業務継続計画案の御説明となります。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

それでは、御発言があればお願いいたします。

○ 3点ありまして、1つ目が首都直下地震の耐震化の箇所でございます。これまでも首都直下地震対策検討ワーキンググループで申し上げてきましたが、資料2-3の2ペー

ジでは、耐震化率 100%でも 2 万 7,000 棟は倒壊すると言っているわけです。耐震化については昭和 53 年から何度か基準が変わっており、古い基準のものであれば倒壊する可能性があるという説明を受けております。つまり、現時点の耐震化率ですと 100 ではなくて 80 とか 95 とかにあたると思われます。

国民目線あるいは企業の経営者からすると、100%で 2 万 7,000 棟倒壊するということはありません。これは、基準が違うのか、もしくは表現の仕方が違うのかということだと思います。これはぜひ何らかの形でコミュニケーションをするか、あるいは耐震化率を是正するか、検討を進めていただきたいというのが 1 点目です。

2 点目は、特に首都直下地震の場合は世界から日本国に対する懸念が広がることもありまして、リスクコミュニケーションのきちんとした仕組みをつくっていく必要がございます。これは当然、防災の段階でも、発災した段階でもあてはまりますが、誰に、何を、どういう形で伝えていくのかということが非常に重要であり、リスクコミュニケーションのための訓練、メディアトレーニングも含めたところもぜひお願いをしたいというのが 2 点目です。

3 点目は政府の中核ですが、全員が震が関に集まらなくても、例えばテレワークのような形での支援も可能であると思います。ぜひ平時から、当庁しなくても、出張しなくても良いような形での仕事のやり方、事業継続のあり方をぜひ訓練し、何かあったときには最小限の人数が集まって、あとは何らかの形で遠隔地から仕事ができるような仕組みをつくっていく必要もあると存じます。

以上、3 点です。

○ どうぞ。

○ 前にも申し上げたのですが、首都直下の被害で一番重要なのは火災対策なのです。火災対策は例えば火災旋風にしても十分な研究が行われなくて、レベル 1、レベル 2 という先ほどの津波の話がありましたが、被服廠跡のような火災というのはレベル 2 に当たるようなものであると思うのです。その研究をちゃんとすることが必要ですけれども、今までずっと火災対策をやってきたのですが、いまだに被害想定を見ると変わっていないか、もっとふえているということなのです。ですから多分これで大綱とか地震防災戦略をつくっただけでは火災対策は進まないのではないかと。

火災対策の一番嫌な点は、個人でやってもだめなのです。つまり自分の家が幾ら火を出さなくても、運命共同体みたいになっていますから、ですからその地域全体として取り組まなければいけない。そうすると普通に大綱や何かをやったのでは無理で、津波新法に相当するような、火災新法みたいなものをつくって強力で押し進めないといけないのではないかという気がするのです。それをぜひ進めていただきたいと思っておりますし、火災というのは人災そのものなのです。ですから、余り放っておくとまさに政治の責任になってしまうのではないかと。だからその辺をぜひ考えて、首都直下の火災対策に本格的に取り組んでいただきたいというのが 1 つ。

もう一つは簡単に言えますけれども、BCP ですが、政府の BCP は大分進んできたのです。形としてできてきたと思います。ただ、それが本当に実現できるのという、政府そのものでできるところは少なく、例えば物資にしてもほとんど民間企業に依存しているわけです。政府は依頼するのですが、その連携がうまくとれるのか。経常的に実効性をチェックする仕組みが必要だと思っております。それは毎年定期的に課題を決めて政府あるいは民間企業、関係者を集めて、実際にこれでうまく動くのかどうかという検証を、第三者を含めてやっていただきたいと思っております。

以上です。

- どうぞ。
- 国際社会の中での日本という観点で政府の BCP を見たときに、経済等に関しては目配りは十分にされていると思います。少し書き足していただけないかと思っているのが、日本に滞在している外国人の保護、情報の安否確認に対する協力という姿勢なのです。首都圏で震災が起きたときに日本が逆の立場を考えるとわかると思いますが、各大使館、公使館というのは自分の国の人間の安否の確認に走ると思っております。それに関して日本政府は十分に協力をして、非常に大変な中でも外国から来ていただいている方の安否に関しては、国民と同様にその安全を確保することに全力を向けるというメッセージを強く出していただくことが、東京オリンピック等を控えている現状では非常に重要だと思います。

そういう意味で拝見したのですが、7 ページの 1 の⑥の外交関係の処理に関する業務ということで、例えば外国政府、国際機関等の交渉及び協力という 1 行が書いてあって読めると言えば読めるのですが、もう少し国際社会の中の日本ということを明らかにうたい上げるためにも、このところは明確に日本国民同様、外国の方に対しても十分に安全を保障するということを明記していただけないかというのがお願いでございます。

- どうぞ。
- 私は東日本大震災のときに日本 IBM の社長をしております、一番苦労したのが外国人社員の取り扱いでございました。彼らは何が一番信頼するかというと、間違いなく本国の政府です。したがって、日本にいる外国人に日本政府が直接言ってもなかなか信頼しない。そういう意味ではアメリカならアメリカ政府、フランスならフランス政府に対して、政府間同士でメッセージを発して、在日大使館から日本にいる外国人たちに伝達するようなルートをつくらなければ、外国人は日本政府を信頼しないのです。これは本当にコミュニケーションの仕方だと思いますので、ぜひ仕組みをきちんとつくっていただくことをお願いしたいと存じます。
- お願いします。
- 1 点は政府、行政の機能の代替地として以前、何か見せていただいたペーパーで官邸、B 地点、立川までは見たような気がするのですが、さらに大きな災害であった場合は、その先が必要かと思っております、それは決めてあるけれども、公表なされないの

か、決めていないのかというのが1つ質問でございます。

それに関連しまして、そういう政府機能だけではなくてBCPなどいろいろ物資のことなど考えましたら、首都直下というのは首都圏の地図に出てくるこの問題だけではないと思うのです。しかしながら、これが首都直下のニュースが発表された日の新聞記事を見ましても、首都圏で100 あったら、それ以外の地域での報道というのは10分の1あるいは100分の1にしか過ぎないのです。ですから、これがこの地図で限定されている指定地域だけの問題ではないのだということを強く全国的に訴えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○ どうぞ。

○ 対策を講ずると被害が少なくなっているという道筋は見えているのですが、実は今、首都圏で人口集中が起こっているのは東京都だけなのです。周辺地域は減少に入っているわけで、つまり極端がまた進んでいるということなのです。そうすると例えば帰宅困難の問題というのは、これからもトレンドとしてはもっとひどくなるという流れをどうするのかということを考えておかなければいけないと思うのです。

例えば今、東京都に資本金10億円以上の会社の本社が63%集中している。ですからこれを首都圏の中でばらけないか。何も丸の内にいる必要はないではないかという議論をやらなければいけない。そのためには例えば日本だけがサラリーマンの通勤手当が給料の外に入っている。ですから遠くから来ても通勤手当が出れば本邦には影響していないので、例えばアメリカですと給料に全部入っているわけで、だから本社の近くに住む。ですからマンハッタンも6つのハブがあって、決して人が住んでいないわけではないのです。ですから例えばウォールストリートの上のほうにも人が住んでいる。だけれども、この24時間都市という概念がアメリカから入ってきたときに、日本では24時間働いている人がいるというふうに誤解をしてしまったのです。そして、IT化が進んだら働いている人がいなくてもいいとなったので、丸の内の深夜というのは人が住んでいない。ということは、起こる時間帯によっては帰宅困難者だけではなくて出社困難というか、そういう極端なことが首都圏で起こっているのです。ですから首都圏全体にもっと人口をばらけるというような政策をもとに入れておかないと、これは直下型だけでこういう形でいこうとしているのですが、いずれプレート境界型の問題が出てきたときに、それにも使えるような政策展開が要るだろうと思うのです。ですからトレンドとしてこの対策が、さらに効果が出るような形の政策展開を一緒にやっておかないと、対策をやればやるほど被害が少なくなる。そういうふうな形だけだと、なかなか東京都の一極集中というものが非常にこれはまた弱めているということにつながっていくだろうと考えているのです。

もう一点は、実は首都機能の移転の問題はやはりやっておかなければいけない。これは何も大阪とか名古屋とかで持っていくのではなくて、最終的には災害対応というのはローテクですから、首都圏からこの震が関からどういくかというところで人の移動も考

えた機能移転を考えるべきだと。そうすると立川では近過ぎる。30キロしかありませんから、ですから50キロから100キロ圏内でそういう代替機能が果たせるようなところを用意しなければいけない。ホットスタンバイではなくてウォームスタンバイで、例えば大きな空地进行を3カ所ぐらい用意しておくだけで随分リダンダンシーが高くなりますので、そういう議論も抱き合わせでやっていただかないと、今の傾向をそのまま放置したままで、対策だけで被害を少なくするというのは非常に大きな問題があるのではないかと思います。

○ どうぞ。

○ 今回、火災対策として感震ブレーカーの重要性が提案されているわけなのですが、私の周辺で聞いてみましても、感震ブレーカーって何なのかという認知率が低いように思っております。ですから感震ブレーカーが何なのかというのも含めまして、通電火災防止策については十分に意識啓発に力を入れていただけたらと思っております。

また、感震ブレーカーのようなものというのは市場メカニズムに基づいて、それに変わると何かインセンティブがあるというような仕組みをつくると、おのずと普及してくるものかなと思いますので、意識啓発にあわせてそれが自然と普及するような社会制度づくりについても、ぜひ御検討いただけたらと思います。

○ 感震ブレーカーというのは揺れを感じてブレーカーが落ちるのですね。夜、地震が起こったら真っ暗闇になるではないですか。だからやはり家を出るときにブレーカーを落とすというようなことを基本にしないと、自動的に揺れて棚が落ちてブレーカーが落ちるとなったら、夜、停電でないのに真っ暗になるというのは逆に危ないではないですか。ですから火災だけ考えた対策というのはまずいと思うのです。家の中で夜、地震が起こったときに電気があるのにブレーカーが落ちて真っ暗になるという、そちらのほうがむしろ危ないのではないですか。ですから今、大原さんおっしゃったように何か制度を入れるときにネガティブなところを明らかにしておかないと、火災は起こらなくても家の中が真っ暗になって階段から落ちるとか、そういうことも考えておかないと、いいことばかり考えて展開するというのは問題があるのではないのでしょうか。

○ 燃やさないことが大事です。どうぞ。

○ 私は減災大綱のところでも申し上げようと思っていたのですが、技術はどんどん変わっているんで、実は防災対策も進化する技術に対応することは考えておかななくては行けなくて、今、感震ブレーカーの話が出ましたのですが、私は太陽光パネルを設置する場合は、少なくとも太陽光パネルには感震ブレーカーを入れておくべきだと思っております。通電火災のときは普通は家がつぶれると電気 comes のがとまるのですが、実は太陽光パネルというのは月明かりでも発電を続けるのです。そうするとつぶれた段階で発電機を家に持っているような状況が出てくるので、実は太陽光パネルというのは防災時には実はいろんなメリットももちろんあります。

しかし、そういうデメリットも実は通電火災とかあるわけで、新しいシステムを導入

したときに、それがどういう影響を及ぼすかということに関しては、きちんとセットで考えた上で普及していかないと、これからまだ太陽光パネルみたいなものは普及する途上ですので、そういうところに関しては事前にそういうことを義務づけておけば、随分違うのだらうと思います。

どうしても今までの防災対策というのは、過去の被災事例を前提として対策をとることが多いのですけれども、今のこれだけ技術の進展が激しいときには、そういうものに対する知見をどんどん入れておくことが必要だと思います。

○ 大分盛りだくさんいただきましたので、まず事務局からお答えできる箇所はお答えしてください。

○ まず、耐震化が 100%進んでも 2 万 7,000 棟崩れるのはおかしいではないかというお話でございまして、これは 2 つ要素があります。1 つは現行の耐震基準は家は壊れるけれども、中の人は死なないという基準になっていますので、家が壊れるということは震度 7 の場合ですが、想定しているということでございます。

もう一つは、それにもかかわらず 1,500 人亡くなる計画になっているのはおかしいではないかということがあると思いますけれども、それは昭和 56 年から耐震基準になっていますので、さすがにある程度たってきますと設計どおりには多分なっていないのではないかとこのことを加味いたしまして、そういった数字を出しているということでございます。

リスクコミュニケーションが大事だというのはおっしゃるとおりだと思います。お手元の資料 2-5 という基本計画の案がございまして、そうした中でも例えば 35 ページ、36 ページあたりから 6 ページにかけまして、的確な情報収集、発信ということをかなり分量を割いて書いてございます。もちろん抽象的ですから余り具体的なことは書いていませんけれども、かなりその辺は意識して書いたつもりでございます。

テレワークにつきましても、確かに進めることは重要だと思うのですが、1 点ございますのは、通常の民間企業の BCP という場合は、ふだん行っている業務をいかに継続するかということが主眼になりますけれども、政府の場合はどちらかと言うとふだんやっていない仕事が膨大にふえるというところがございまして、今回の BCP の考え方としては、ふだんやっている仕事はなるべく被災地以外の出先に任せようということを主眼に置いて、被災地における政府は新しい業務に集中するんだということをやっておりますので、テレワークは重要だと思いますが、どこまでできるかまた検討してまいりたいと思います。

火災対策については、先ほど来、話題になっております感震ブレイカーも含めまして進めてまいりたいと思っております。BCP につきましても、おっしゃるとおり民間企業との連携が極めて重要でございますので、今回の計画の中でも民間企業との協定ということをかなり入れておりますのと、あと後ほど御説明いたします訓練の中でも、そういった外部の者も巻き込んだ形の訓練を進めていく必要があると考えてございます。

- ワーキンググループの報告書にも、国土強靱化の大綱にも民間との連携というのがかなり強調して書いてあります。
- あと、指定公共機関も大分拡充させていただいておりまして、そういった点でもこういった問題は強く意識しているところでございます。

それから、御指摘のあった外国政府の関係でございます。これも先ほどの資料 2-5 をごらんいただきますと、まず 10 ページで首都中枢、首都中枢機関という中に、10 ページ①イのところですが、駐日外国公館というものが中枢機関であると位置づけることといたしてございます。10 ページの一番最後の行からですが、大変重要であるということで、なかなかやることが本国との連絡が可能となる環境を整備するぐらいしか書けないので、そういう書き方になっていきますけれども、そんな表現にさせていただいております。

先ほどごらんいただいた 36 ページのところでは、同じく外国向けの広報というものを 2 行目から 3 行目にかけて書かせていただいているという形で、問題意識は強く持っておりますので、そういった点で取り組んでまいりたいと思っております。

立川より先の代替拠点について腹案があるのかどうかということで、済みません、腹案は全くありません。これから勉強してまいりたいと思っております。ただ、その際にはやはりそで一体具体的にどういう役割、どういう機能を持つていくのか。霞が関を丸ごと移すというわけには多分いかないと思いますので、どういった機能を持つていただくのかということを中心にきちんと調査すると同時に、急に言われてもできないので、ふだんどういうふうにするのかということをお互いに検討していきたいと思っております。首都直下地震が全国へ影響するという事は、おっしゃるとおりでございますので、今まで以上にその PR に努めてまいりたいと思っております。

人口集中の問題というものが首都機能移転も含めて御指摘いただいております、人口集中対策はずっとやってきていまだ全然成功していないのですけれども、逆に東京 23 区内に都心回帰というのは、ある意味では食住近接ではあるのですが、それがいいかどうかは別にして、そういう現状にもなっておりますが、有効な手段がないと言ったほうがいいのでしょうか。答えを持ち合わせておりません、申しわけありません。

首都機能移転につきまして、代替拠点につきまして立川より遠いところというのは埼玉も含めて、地方のブロック拠点も含めていろんなところを候補に入れながら、どういったオペレーションになるのかということも考えながら検討してもらいたいと思っております。

感震ブレーカーにつきましては、確かに今のところ普及率はほとんどゼロに近いし、認知率もゼロに近いです。これまで漏電ブレーカーというものをメーカーが、あるいは電力会社を中心になって進めておりまして、感震ブレーカーというものが話題になったのは比較的新しいものですから、そういったものを進めてまいりたいと思っておりますのと、同時により簡便な器具といいたいでしょうか、補助器具のようなものでブレーカーを

落とすような仕組みもあわせてあり得るのかなと思っております。

停電で真っ暗になって危険ではないかというのはおっしゃるとおりなのですが、一方で停電になると自動的に光る LED 機器も普及しておりますので、我が家にもつけておりますが、そういったものとセットでやるということも重要なのではないかと考えております。

お話がありました太陽光パネルの話は全く考えておりませんでしたので、大変勉強になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

- 先ほど御説明いただいたときに、公使館、大使館には努力することと書いてあるのは承知していたのですが、ただ、大きいところではできるにしても、中小国とか地震という体験がないところは何をやってもいいかわからない。そういうところに日本としてちゃんとやれと言っていたよなど。やらなかったお前たちが悪いんだというのは余りにも国際的に日本の立場としてはと思っていまして、これは個別の外務省さんの活動になるのかもしれませんが、私が申し上げたのはそういうことまで含めて、日本は強く海外の方に対する目配せをしているというメッセージをもう少し強く出していただけないかという意味でございます。
- わかりました。
- ありがとうございました。

それぞれ御意見いただいて、我々検討している部分と政治的な要素が入る部分も幾つかありましたけれども、その中で今度、東京都知事が舛添さんに変更しまして、この前も舛添知事とも相談して、2020 年に向けて防災対策で徹底した対策をしなければいけない。もちろんそれは始めているのですが、知事部局ともよくすり合わせをして、何を松竹梅の松にしていかなければいけないのか。優先順位をつけてしっかり取り組むことも、ぜひ防災の内閣府と連携をとってやっていきたいと思っておりますので、また皆さんから御意見をいただければありがたいです。

大体、今、統括官からお答えいただいて、特にほかはよろしいですね。

首都機能移転というのは昔ありまして、私はこの前、国会答弁でもやったのだけれども、平成 2 年に衆参両院で国会決議をしたのです。それで 10 年以内に移転のアウトラインをつくるということで、専門委員にやってもらって点数をつけてもらったら一番が北東地区で 344 点、2 番が中部地区で 340 点、3 番が畿央高原地域で 310 何点。ここまで出たのだけれども、結局、本来なら首都機能というのは 400 年に 1 回動かすぐらいの国家的なプロジェクトなのだけれども、実際に取り組んだのは自分の町の道路つくる、橋をつくる、ハコモノつくるで誘致合戦になって、誘致地区以外はどっちらけだったのです。やはりこれはだめですね。

今後例えばそっくりそのまま首都機能に移転するというのではなくて、バックアップ機能とか、そういった場合はもちろん先ほど統括官言ったように平時活用して、有事

のときにどういう機能を移転していくのか。それから、委員からあったのはどれぐらいの距離感がいいのかとか、もちろんその中にはどういうアクセスがあるとか、アクセスには鉄道だけではなくて道路も通信機能もあると思うのですけれども、そういうことを勘案して計画を立てていくということをして、それから、国民の理解を得て行かないと十数年の首都機能の移転の失敗はしっかり教訓にしていかないとだめなのかなという、そんな感じはたまたま私は中部地区で対象地区だったものですから、反省を込めて触れさせていただきました。

そんなことでよろしかったら、これで終わりにいたしまして、次の議題です。大規模地震対策大綱です。

- それでは、資料3-1をごらんください。中央防災会議ではこれまで地震防災対策の検討に当たって、繰り返し発生している発生確率あるいは切迫性が高い、経済社会への影響が大きいというような観点から、対象とする地震を幾つか選定いたしまして、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて地震対策大綱を策定し、対策を推進してきたところでございます。したがって、それぞれの対象地震ごとに大綱を定めてきたというのは、これまでの流れでございます。

今回、これらの地震を対象に大規模地震対策として一体的に進めていく観点から、基本的に書かれている中身がそれほど各大綱違うわけでもないものですから、1つの大綱として大きく統合いたしまして、あわせて昨年5月に示されました南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの最終報告、12月に示されました首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告に示された課題を追加いたしまして、全体として大きな1つの大規模地震防災・減災対策大綱として取りまとめたいと考えてございます。

本大綱におきましては、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、予防から応急、復旧・復興に至るまで、今後の課題として検討すべき施策あるいは個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたものでございます。

以上でございます。

- 何かございますか。どうぞ。
- この大綱の項目に、コミュニケーションを1つきちんと取り出せないかと思えます。東日本大震災のときもそうでしたが、メッセージの統一性が重要で、首都直下地震、南海トラフ巨大地震にしてもまだまだ十分に伝わっているとは言えません。小学校、中学校の子供、企業、個人、そして諸外国も含め、統一したメッセージを出すコミュニケーションが非常に重要だと思います。

企業の立場から申しますと、例えば、どのような形、順序で復旧していくかについて統一されたメッセージが国から出てくれば、それに合わせて事業の再開もできますので、ぜひコミュニケーションを1つの項目という形で出していただいて、国としてフォーカスしていただけると非常に助かります。

- リスクコミュニケーションを特出しする。

- 特出しして、防災のところ、減災のところ、それから発災後を含めることが必要です。日本経済は大丈夫だというメッセージをどう出すのかも含めて、非常に大きなポイントであると存じます。

例えば東京オリンピック・パラリンピックの開催中に地震が起きたらどうするのか。これはワーストケースに近いと思うのですが、その時のコミュニケーションを想像するだけでも今の体制ではもたないだろうと思います。従いまして、体制づくりを含めて検討いただければと思います。

- どうぞ。

- まず、災害発生時の効果的な災害応急対策への備えの 11、ライフライン及びインフラの復旧対策なのですが、特にライフラインは各企業に復旧が任せられているというのが実情なのです。そうすると水道が直っても電気が来ない。あるいは電気が来ても今度はガスが来ないという非常にまちまちな復旧が行われる可能性が出てくる。ですからどこかでどういうふうな順番でやっていくのかということコントロールしていただかなければいけない。これは鉄道の復旧とかも全てそうなのですが、ですからこの地域からやっていくのかというのを調整する機能が要るわけで、大規模になればなるほど、そのそごが非常に大きくなるだろう。

それから、13 の遺体対策なのですが、今、南海トラフが 9.1 で起こったときに津波で 23 万人亡くなる。3 年たったら 3 万 5,000 人の遺体が見つかっていないという状況になっているのです。そうすると遺体捜索をどういうふうに進めるかというのを決めておかないと、起こってからだと捜索をやめるわけにはいかないのです。だからどこかで中断して復旧対策に尽力をあげるとか、何かそういうことを事前に決めておかないと、3 万 5,000 人の遺体が見つからないのに復旧事業ができるのかという問題がまた出てくると思うのです。ですから大規模になればなるほど遺体の問題というのはとても大きな課題になるということで、その辺のガイドライン的なものは用意しておかないと、起こってからでは決められないと思います。

- どうぞ。

- 事前防災の中の 8 の防災教育・防災訓練の充実というものがあるのですが、私たちも地元でいろんな訓練等を行っていますが、訓練の内容を具体的に皆さんたちが知らないというか、今まで従来どおりやっていた内容で済ましてしまっている。やはり何か問題があるのだったら、その課題を抽出して、それを調べて、具体的にその調べた内容に基づいて、また次の訓練を行うというふうに組み立てていかないと、結局地域の力はついていかないとと思うのです。それをやれるようなボランティア研修の中にリーダー育成というものがあるのですが、リーダーとしてどのようなことを地域で展開していかなければいけないかということをしちんと学べるような仕組みというのが必要だと思うのです。

従来、いろんな組織があって、組織率が何パーセントであるとか、何人養成したとい

うことが非常に大々的に言われることに対して、私としては数字でごまかされているような気がするのです。果たして本当にそういう人たち一人一人がきちんとそのような訓練とか、地域のことをわかってやっているかどうか。だから育成されるというのは、そこで例えば資格のようなものをいただくのだったら、それはスタートラインであって、そこから自分自身で学び、地域のことに対してどんなことが自分たちは貢献できるかということとをさらに研鑽していくとか、自分たちでももちろん勉強していくということのスタートラインだということとをきちんと伝えていかないと、そこで与えられた資格のようなもので私は他の人と違うんだと思っていらっしゃる方が地域の中にいらっしゃるということの事実が非常に怖いと思います。

もう一つ、先ほど外国人の方についてのお話もありましたけれども、昨夜、私は外国人の方に対して言語でボランティアをするという、ボランティアさんたちの研修会に行った際に、外国人の方から「神奈川県から大分県に引っ越してきた。神奈川県では自分たちは防災に対してのことを行政と一緒にやってきたけれども、大分県に転居したときに受け付けをすると、その行政の方から防災に対してのことは何ひとつ話がなくて、大分に住むということとはどのようなリスクがあって、どんなことに気をつけないといけないのかということとを1つも伝えてくれない。」と言われました。

事前に防災ということが必要だとすれば、防災課とかそういうところだけがただ単に防災に対しての取り組みをやるのではなくて、行政全体で取り組んでいく。自分たちが対応する方に、災害についてどういうことが伝えられるのか。未然に防ぐためには知識をきちんと伝えて、大分ではこういう取り組みをしているので、何かあったときにはこのような対応をしてくださいますというようなことが、全ての課でちゃんとできるような仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思います。

○ どうぞ。

○ 今さらながらかもしれませんが、やはり特に東日本大震災を経験した我々は、防災計画というものが生き残るという視点が強いとか、生き残るという視点だけでつくってしまっているような気がしまして、防災というのは生きるという視点での防災がすごく重要だと思います。

何を言っているかということ、防災というものは一番最初に必要なのは自分の生活を守り、自分の地域を守り、自分の職場を守るんだという意味、意欲というものがすごく重要だと思うのです。でも普通の防災計画は日常生活と切り離されて、災害のときはどうする。災害のための備えということだけになってしまっているのが遊離感があるのです。だから守り方、安全の世界では ISO は安全というのは許容されないリスクからの解放という定義になっていて、安全と言うものは実は客観的なものではなくて、何を許容するか、何が許容できないかという主観の問題なのです。ということは、この地域をこの国をどのようなところで守り、どのような体制にするかという国民の意思がすごく重要なのです。その問いかけがきちんとされないまま、とにかく生き残るという観点でこうだ、

こうだと決めてしまっていると、実はコミュニティ自体の自主性を失うし、コミュニティでできることをやらなくて、国におんぶに抱っこになってしまうような気がするのです。

そういう意味で実効性を、お金がない中、期間がない中、本当に実効性を上げるために地域の意欲というのはすごく重要で、そのためには最初まどろっこしいかもしれませんが、この地域をどのように守るかということをしちんとコミュニティの意思として出させるということがすごく重要なのではないかと思います、この防災、守るということは地域の意思の具現化であるということがどこかにきちんと書けないのかということが希望としてあります。

リスクマネジメントの世界では、リスク対策は必ず別のリスクを生むということがありますので、生き残るという観点だけで進めている防災対策は必ずしも全てにおいて是になるわけではなくて、そういう意味では20年に1回、30年に1回の大災害で命を守るということは本当に大事なのですが、でもその間で人々が普通の生活をし、生きるという生活を守るということもとても重要で、そこの観点をもう少しコミュニティの意思という観点でちゃんと出していただけないかというのが、最初の序文でもいいのですけれども、要するに国が決めたとおりに淡々とやるものではなくて、そこはちゃんと意思を持ってコミュニティが進めるんだということが書けないかということです。書いてあるかもしれません。済みません。

もう一点は、先ほどから訓練なのですが、前もお願いしたのですけれども、訓練計画の中に特に組織や地域の長である首長さんたちの教育訓練が重要であるということは、ぜひ書いていただきたい。どうしてもこういう教育訓練というのは部下にやらせるというふうになっていて、担当者は一生懸命訓練、教育をするのですが、実際に指揮をふるうのは災害のときは首長さんだったり、いわゆる組織の長なのです。その方が実は教育訓練を受けているかということと甚だ怪しいということがあって、本当に実効性を上げるためにはトップの教育訓練の推進ということに関しては、ぜひ入れていただきたいということでございます。

- 去年10月の大島の災害のときは、全くそのケースでした。
- 訓練というのは教育をして、教えて、それができるかどうかというのが訓練であって、ぶっつけ本番でやってどうのこうのというのは違うと思うので、教育と訓練は必ずセットをお願いします。
- どうぞ。
- 同じようなことなので手短かに申し上げます。

事前防災の8番、防災教育・防災訓練の充実ですとか、10番の総合的な防災力の向上というところから出てくるのですが、情報の周知を図りとか、マニュアル作成とかハザードマップ作成とか、そういうものはもちろんあるのですけれども、それはあくまでもスタートラインで、その上に乗っかって先ほど委員がおっしゃったように、それを土台に

して対応できる力を養うということをぜひ書き込んでいただきたい。お願いいたします。

- どうぞ。
- 皆さんの議論と同じなのですが、対策の質ということが問題になるのです。つまりいろんな計画をつくってこのとおりいくはずだ。でもなかなかそのとおりいかない。私は自分のことで恐縮で、大田区に住んでいて、広域避難場所は多摩川なのです。多摩川は多分、液状化するのです。うちのかみさんにどこに避難したらいいかと聞かれて、実は困っているところがあって、つまり質をやるとここのはずだけれども、そこはうまくいかないでしょうというのも片一方でわかっているので、質の問題をちゃんと議論する。実効性の問題を議論することが極めて重要だと思うのです。

そういう意味からすると、過去に何が起きたか。過去どういう失敗が起きたのか。どういうふう避難して失敗したのか。どういうふうに対応しようと思ったけれども、うまくいかなかったのか。防災行政無線も必ず使える。実際には結構故障しているわけです。ですからそういう過去の失敗例をちゃんと集めて、次のものに生かさなければいけないわけです。それが例えば記録をちゃんと保存するというのは余り皆さん考えていないので、後で記録をとろうと思ったら何が起きたか実際わからない。だからできるだけ早く調査をしなければいけない。それは恐らく被災地の中ではできないので、広域的な応援で実際に何が起きて、何が問題で、次は何を解決しなければいけないのか。今、途中まで例えば検証委員会等でやって、私もかかわっているわけですが、そういう中で非常に痛切に感じる場所があるので、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 実は災害対策基本法というのは、ファーストレスポnderは市町村なのです。だけれども、この大規模地震防災というのは政府がファーストレスポnderにならなければいけない。その切りかえが政府にだけわかっているのはだめなのです。ということは今の災害対策基本法の精神は地方分権にあって市町村。市町村がだめなら都道府県。都道府県がだめなら防災担当大臣、それから、内閣総理大臣というような積み上げ方式で実は法律ができていて、非常事態になったときはトップダウンでいくぞという、そのところがわかるようにここに書いておかないと、従来のやり方の対策ではまずいわけで。
- 災対法 28 条が発動されると内閣総理大臣が本部長ですから、それで 108 条が発動されれば非常事態の布告ですから、全て内閣総理大臣が指示、命令できるたてつけにはなっていますので、それを徹底されるという意味ですね。
- まず、お話のあったコミュニケーションをもっと充実してきっちり書くべきだということで、検討させてください。時間との関係もあるものですから。ただ、重要な御指摘だと思いますので、そこについては検討させてください。

御指摘のライフラインの順番がという問題で、全ての基本が道路であることは間違いないのですが、そこから先については資料 3-2 の 32 ページをごらんいただきますと、

11 というところの最初の○の最後のところに各ライフライン及びインフラ間の相互依存性も考慮するというふうにだけ書いてあるのですが、実は本日の資料ではないのですが、私どものほうで中央防災会議の主事会議というのは課長クラスの会議で、応急対策対処方針というものをまとめておりました、その中では復旧の優先順位というものを決めて、緊対本部においてライフラインについてどういう順番でやっていくのかということをお願いする。例えば病院を先にやれとか、そういうことも含めてやることを決めているところでございます。

御遺体の捜索の関係につきましては、細かい経過までは書いていませんが、一応 48 ページをごらんいただきますと、2つ目の○の本格復旧・復興というところの2つ目の○のところ、津波災害等で膨大な数の行方不明者や遺体の捜索が長期化する場合ということで、一応想定はしています。ただ、具体的にどうするかというのはまだこれからということでございます。

それから、防災教育がマンネリ化してはいけないというのはおっしゃるとおりだと思います。計画そのものをもう少し前年の反省を踏まえてどこを直していくのかということは大変重要だと思っています。後で御説明します、私ども訓練大綱におきましても去年はどこが問題だったのか一応議論した上で、ことしの訓練を書かせていただいておりますが、同じようなことを各市町村、公共団体にも求めていくことが重要なことと思っております。

それから、公共団体におきまして、防災担当部局以外のところも含めて防災意識を持つことは重要であるということは、それはまさにおっしゃるとおりでございます、私どもは今、防災に関して研修制度を設けて公共団体の方に研修を行っております。大体参加される方は防災担当の方が当然多いわけですが、帰るときに必ずお願いしているのは、防災というのは組織全てのところが防災にかかわるのだから、横にきちんと伝えていただいて、とにかくみんなが防災をやるという意識を持ってください。それから、役所の職員は大体2年ごとに人事異動しますので、人事異動で変わっても防災意識は持ち続けてほしいということをお願いしておりますが、引き続きやっていきたいと思っております。

御発言がありました、何を守るべきかという意思。

- 災対法を改正して人数、予算も含めて地方公共団体の研修のあれはどれぐらい今ふやしているのですか。400人とか何百人とかそういうオーダーだったのではないかと。
- 有明で行っている座学を中心とした研修制度と、私どもは職場に来ていただいて、実際に災害等をどういうふうにするのかということを見ていただく。OJT研修と呼んでおりますけれども、そういうものを両方合わせまして今、年間で400人の地方公共団体の職員を受け入れております。多いのはもちろん座学の研修のほうが人数的には多いわけですが、そういった座学の研修の方に対しても必ず終了の挨拶のときに、あるいは冒頭の挨拶のとき等々いろんな機会に伝えて、とにかく防災は危機担当部局だけの

仕事ではないということは常に伝えております。

あわせて首長さんのお話が先ほどありまして、これも先ほど大臣からもお話がございましたが、大島の災害を踏まえて、それまでも消防庁等を中心に首長研修をやっておったのですが、もっときちんとやる必要があるということで、内閣府としても今、全国市長会あるいは全国町村会とタイアップして、首長さんに対する研修というものを始めたところでございます。

かなり人数的に限られておりますが、もっとこれを一生懸命やっていきたいということで、これまた消防庁と一緒に進めていこうと思っております。

記録を保存することは大事だというお話がございまして、これは大変な、ばたばたしている中で記録を保存するというのは大変だというのは事実ではあるのですが、実際問題、記録が非常に重要だということもこれまた事実でございまして、東日本大震災のときに東北地方整備局は記録をかなりきっちり残していたという経緯もありまして、それがその後の検証にも非常に役立ったということもございまして、こういった点は心がけていただくというふうに思います。

災対法の体系については先ほど大臣がお答えしたとおりでございますが、基本的に去年改正しまして市町村からの要請を待つのではなくて、国なり県が積極的にみずから応援を出していくという仕掛けもつくりましたし、あるいは市町村なり県の仕事を国が代行するという仕掛けも入れましたので、そういったものも活用しながらきちんと国が表出て頑張れるようにしたいと思います。

以上です。

○ よろしいですか。

では、時間も押していますので、次にいきましょう。大綱です。

○ 最後、平成 26 年度の総合防災訓練大綱について御説明させていただきます。資料 4-1 をご覧ください。総合防災訓練大綱は国や地方公共団体等で実施する防災訓練の基本的な方針を示すとともに、国において実施する訓練の概要等を示すものであり、毎年度、中央防災会議において決定しております。

平成 26 年度の総合防災訓練大綱で見直した点は、主に 6 点ございます。

1 点目は、9 月 1 日の防災の日に行います政府本部、運営訓練を平成 25 年度は南海トラフ地震を想定して実施いたしましたけれども、平成 26 年度は首都直下地震を想定して実施することといたしました。

2 点目は、緊急の災害の現地対策本部につきまして、平成 25 年度までは設置訓練を行っておったわけですが、今後 26 年度におきましては、より本格的に運営訓練という形で行ってまいりたいと思っておりますし、また、対象エリアも広げてまいりたいと思っております。

3 点目は、11 月 5 日が津波防災の日であることを念頭に置きまして、津波防災に関する訓練を広く国民参加のもと、大規模に実施してまいりたいと考えております。

4点目は、火山に関する防災訓練に関します記述を新規に追加いたしました。

5点目は、在日米軍等と実施する日米共同統合防災訓練の記述を新規に加えたところでございます。

6点目は、地方公共団体等における防災訓練の対象に、昨今の災害の状況を踏まえ、竜巻災害、土砂災害、雪害ということを示させていただきました。この平成26年度総合防災訓練大綱に基づく訓練を関係機関が連携して確実にを行うことによりまして、災害への備えをさらに確かなものとしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ ありがとうございます。

よろしいですか。ちなみに11月5日は津波の日なのです。津波防災の日。ほとんど国民に知られていないのです。実はこの前、高知市の市議員が10名ぐらい来まして、1人も知らないのです。だからこれはPR不足、反省。そこで25年度の補正と26年度の予算2億円計上しました。それで政府でも訓練を実施します。そして、それに呼応して各地方公共団体、特に津波の関連する団体には参画をしてもらうということで、新たに今度はやろうと思っています。報告です。

ほかによろしいですか。どうぞ。

○ 先ほど大臣からも御紹介をいただきました消防団についての新法でございますけれども、消防団はこの法律の趣旨に沿いまして団員の確保、装備の改善など団を維持させながら住民の皆様の総力を結集いたしまして、地域防災力の充実強化を進めなければならないと思っております。

しかしながら、これらは消防団だけではどうすることもできないと思っております。広く国民の皆様方の御参加、御協力のもとに国民運動のような形で進める必要があるかと思っております。

私ども日本消防協会におきましても総務省の御協力のもと、今年8月29日に東京国際フォーラムにおきまして経済界、医療、福祉、教育など広く各界の皆様方の御参加をいただいて、先ほどの消防団中核地域防災力充実強化大会を開催する準備にも入っております。これはいわば国民運動の第一歩として地方でも同様の動きが広がりますようにと考えておる次第でございます。大会に向けてできたら皆様方の御協力、御支援をお願いしたいということでございます。

以上、お願いいたします。

○ 今、委員からお話ございましたけれども、古屋大臣の本当にお力をいただきまして、消防団の位置づけをしっかりといただきましたので、私ども総務省も今、お話がございましたとおり8月29日は大会でございますが、大会ということではなくてお役に立つ、そしてお守りすることができる本当の組織として実力が発揮できるように役所として全力を傾けてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

- ちなみに消防団の位置づけを「欠くことのできない代替性のない存在」というふうに書いたのですけれども、これはいろいろ調べたら塩の法律に書いてあるのです。だからそこから拾い上げたのです。だからそれは地方公共団体の責務とか、装備の充実とか、あと、公務員もだから地方公共団体に勤めている公務員の皆さんもできるだけ消防団に入っていただくという努力義務規定も入れさせていただいたり、だからぜひ一度、なかなかしっかりできた法律だと思いますので、お時間があるときにぺらぺらとめくってみてください。議員立法ですからそんなに長くありませんので、よろしく願いいたします。

特にほかになれば、次はその他ということで、あらかじめ登録をいただいた委員からお願いします。

- ありがとうございます。企業の防災という観点からは、第1には社員の安全確保、2つ目が事業継続性の担保、3つ目が地域社会への貢献、これらに取り組んでおります。東日本大震災では日本国内で約2年間で1,100社倒産しましたが、100社だけが東北地方で、残りの1,000社は東北以外です。ということは、サプライチェーンが寸断したことによる倒産が圧倒的に多いということになります。

過去2回提言を公表してまいりましたが、今回の3回目の提言では特にBCP、BCMの連携強化に向けた取り組みに向けて、3つの観点でとりまとめております。

1つはサプライチェーン。全体を鳥瞰するようなBCPを作ろうということです。経団連の会員は、大企業が多いので、個社としてはBCPの策定が大きく進んでおります。ただ、上流下流を含めたサプライチェーンあるいは同業他社との連携はこれからということでございます。大臣がしばしばおっしゃっていますけれども、同業他社同士でできるのかということも含めて今回取り組みました。

3つの観点からいきますと、資料6の一番最初のペーパーがサマリーで、その後が本体でございますけれども、縦に見ていただいたほうがいいと思いますが、サプライチェーンを構成する企業間の連携ということで、様々な先進事例を集めて紹介しており、全体で50個のベストプラクティスを本文に入れてあります。代表的なものをお話をしますと、ITを活用したサプライチェーンの可視化で、ある企業はIT機器の部品が約20万点あるところ、この20万点の部品について、3次サプライヤーまで含めた200社以上の取引先における在庫やサプライチェーンに関するリスク情報を世界規模でデータベース化し、毎日受給データを収集するシステムを構築することにより、非常時においてもサプライチェーンの状態を可視化し、代替調達先から迅速に部品を確保することで、東日本大震災の時も影響が軽微だった企業もあります。

また、自動車メーカーの例で、通常は幅広い製品、車種を扱っているわけございますが、発災した場合には優先的に生産を復旧させる車種を決めておいて、それを取引先にも徹底することによって、生産の迅速な復旧に全ての人員を向けるということを決定している会社もございます。

2つ目は地域内連携でございますが、代表的なところは大手町、丸の内、有楽町、あわせて大丸有地区と言っていますが、ここでは企業と行政等から構成される協議会を設置して、官民の合意形成を図りながらまちづくりガイドラインを策定しております。また、エリア内外の都市機能維持や回復支援等の各種問題、課題に係る調査を実施するなど、地域として協働の取り組みを進めているということでもあります。

3つ目は業界内連携。これは通常は競合会社となりますが、何かあったときには一緒にやろうということで合同訓練あるいはガイドラインというものが出てきました。例えば通信業界のケースとしては、大規模災害の発災後の通信途絶地域を早期に解消すべく、情報収集、共有体制の確立、優先復旧施設、エリア選定等について、事業者間の連携にかかわる検討を進めております。このように、全体で50のベストプラクティスが載っております。

下段に、行政にお願いしたい項目を書かせていただいておりますが、企業間連携に関する行政の支援という観点で3つお話をしたいと思っております。

1つは昨年、一昨年の提言の中で52項目において規制改革をお願いいたしました。真摯に取り組んでいただきまして、かなり前進をしたと理解をしております。この場を借りてお礼を申し上げます。規制改革要望の中で18項目については対応不可と回答いただきましたが、1つだけもう一度検討いただけないかというものがございまして、これは社会機能維持にかかわる業種の保有する設備・施設等の燃料備蓄規制の緩和です。具体的に申しますとデータセンターでございます。首都直下地震で1週間商用電源が止まることとなりますと、1週間分の燃料がないと情報システムなどが全部止まってしまうこととなります。全ての業種とは申しませんが、社会機能維持にかかわる業種について消防法を緩和して、燃料備蓄に対して規制緩和を検討いただけないかというのが大きなお願いです。

また、大企業のBCPはそれなりに進んではきましたけれども、中堅中小企業のBCPは策定がまだこれからということもございます。経産省において中小企業向けのBCP策定運用指針というものを作っていただきまして、普及啓発、専門家の派遣、企業内の防災担当者への育成支援、取り組み状況の達成度を図るための評価といったことが行われておりますけれども、引き続きのご支援をお願いしたいと存じます。日本の場合は圧倒的に中小企業が多いため、ここにフォーカスしていきたいと思っております。

さらに、業界内連携において競争に直結しない部品については共通規格化の推進が必要です。これは業界がやらなければならないことではありますが、この作成プロセスにおいて政府からもオブザーバーとして参加をいただきまして、国内外の知見の共有、新規格の普及啓発などに関してご協力していただきたく存じます。特に企業には競争優位のプロセスが必要ではありますが、競争優位ではないプロセスがございまして、これについてはできるだけ共同化をしていくということを経団連としても推進していきたいと考えております。そのための規格づくりに対しての御支援をお願いしたいということです。

次に、横断的な支援として、オープンデータのお願いなのですが、経団連で昨年3月に公共データの産業利用に関する調査を実施しまして、地図が1番、2番が交通情報、3番がやはり防災情報ということです。防災情報の具体的な情報としては、地震・津波などの自然災害のリスクのデータ。これはリスクデータをいただくとそこにどのような建物、構造物ができるのかを含めて事前に検討が可能になるということ、そして、避難所の情報、河川水位のリアルタイムデータ、発災後の道路の啓開等、政府がどのような優先順位で発災後にインフラを整備していくのかといったデータをいただきますと、企業としても大変助かるということでもあります。

最後になりますが、経団連の企業行動憲章の中に今まで防災が入っておりませんが、今回入れる方向で今、作業をしております。各企業の企業行動憲章並びに実行の手引の中に防災・減災への積極的な取り組みを加え、企業経営者が防災に対する優先度を上げてもらうとことをやっていきたいと存じますので、ぜひ御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に1つだけ。今回のこの会議、すばらしい準備をいただいているのですが、もう少し早く資料をいただきたい。これはきのういただいたのですが、100ページの資料を一晩ではとても読み切れないということで、3労働日ぐらい前にいただければ、やはりしっかり読み込んで参加をしたいと思ひますので、ぜひ御協力をお願いいたしたいと存じます。以上です。

- 何かこの件でございますか。私のほうから委員にもお取り組みについて感謝申し上げたい。私も経団連や COCN に行って何度もいろいろしつこくお願ひさせていただいて、資料もなかなか個社を超えてBCPをやることに対してはどうしてもまだ企業の皆さん腰が引けていたものですから、ここまで踏み込んでいただいたということはありがたいと思ひます。規制緩和の問題とかオープンデータの問題をしっかり受けとめてさせて。
- 1点だけよろしいですか。山梨の大雪のときに私も現地に行ってきました、あるいは群馬、長野です。物流が2〜3日とまったわけです。そんな中で要望があったのは同じ話でして、どの道を最初にあけてくれるのか早く教えてくれと。物流のルートを確保するという視点から、どの道がいつあくのか早く教えてくれと相当強く地元から要望を受けましたので、今の点も含めて検討したいと思ひます。
- もう一点、中小企業のBCPは極めて重要で、どこかの新聞で帝国データバンクが2万社チェックして中小企業をやったら、53%はBCPって何という返答だったということだそうですので、これは頑張っで対応しないといけないですね。
- PR活動もそうですし、金融業界がBCPをやっているところについては金利を優遇する等、様々な側面から取り組んでいただいているところを支援するということをぜひやっていただきたいと思ひます。
- よろしくお願ひいたします。では、次にどうぞ。
- 今日は、『避難所から被災者支援拠点へ多様なニーズに答える、備えるために』という

冊子、ブックレットを作成しましたので、皆さまにお配りしました。私は自分の所属団体とは別に、日本財団さんが行っている“次の災害に備える企画実行委員会”という委員を仰せつかっていて、その1人として、今年1年間取り組んできた内容を具体的にまとめたものです。

これはそもそも東日本大震災が起こった後に、地震や津波など直接的な災害でお亡くなりになったのではなくて、避難所や避難生活の環境悪化が原因で亡くなったり、健康をさらに害したりというような方々が非常に多くて、避難所だけではなくて、被災後、御自宅や学校だとか企業、自分たちのお勤めになっている事業所に残ったまま生活をされていらっしゃる方々も含めて、最低限の配慮と対応が行き届く環境や支援を可能にすることを目的として、それぞれ委員は最後のページに掲載していますが、委員各自の経験や仮説を仕組みづくりとして提案する。そして、手を挙げたところには具体的にそれぞれの地域に出向いて行って、訓練を行った中から見えてきた内容を掲載しています。

この委員会の前身は、東日本大震災のときに3月30日から宮城県内の443カ所の避難所を延べ965回訪問した、“被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト”と言いまして、プロジェクトでは多様なニーズの方々に直接専門家をつないで、その人たちの状況を緩和するという支援を行いました。その時の情報データをもとに、私たちはその後、どのような活動を行ったのかを掲載しています。

第1章には東日本大震災で起こったときのアセスメントレポートの内容を掲載しています。第2章としては、それをもとに多様な被災者に配慮、対応する避難所運営というのはどういうものかということ、港区の日本財団ビルで3月25日、26日に1泊2日で、近隣の企業にも呼びかけ、帰宅困難者の対応も含めた訓練を行った内容を具体的に掲載しております。

第3章としましては、同じ港区の港南地区、港南小学校さんに御協力いただきまして、ここでも1泊2日で港南防災ネットワークさんという地元の方々と一緒に被災者支援拠点としての訓練を行った内容を掲載させていただいております。

それぞれの研修会等で具体的にどんな内容を行ったのか、アセスメントというか、いろんな状況を調査するためには具体的な書式が前もってあったほうがいいということで、東日本大震災が起こった後に厚生労働省から依頼を受けて、私と板橋区の職員が一緒につくったアセスメントシートがあるのですが、それは専門家が避難所に行かなくても、ボランティアがチェック項目に印を付けるだけで、その避難所がどういう状態にあるのかということがわかるような内容でつくったのですけれども、それをさらに当委員会がもっとわかりやすい内容にブラッシュアップしまして、それを使ってどのような訓練内容を行ったのか掲載しています。

このブックレットは、具体的な訓練等ノウハウを掲載して、これを使ってそれぞれの地域でも訓練や、研修会を開催することを目指していただくものとして作成させていただきました。大きな特徴の1つとしては、先ほどから南海トラフもそうだし、首都直下

もそうなのですが、今後 30 年以内に 70%の確率で災害が発生するというような話になった時に、では現在活動している方が 30 年後にはどうなっているかということを考えたときには、人口構成が変わっていくことを踏まえた上で、私たちは今、何の手を打っておかないといけないのか。そして、この 1 人の人が大変だと分かるだけではなくて、地域を面で捉えてこのような症状の方がこれぐらいはいるだろうと予測した上で、それに対してきちんとアセスメントができる人材育成を行うということを含めた内容も、こちらで提案させていただいております。

このブックレットは 3 月 13 日に日本財団ビルで報告会を行ったときに出来上がってきたものですので、まだ皆様方とそのときの報告会に来てくださった方のお手元にしかないのです。配布については、次年度以降に日本財団さんとか、私どものこの企画実行委員会の Facebook の中で取り扱いとしてはどうするかということが発表されると思いますが、多くの方々に使っていただけるようなものになればいいと思っております。

訓練の進め方としましては、参加者がそれぞれ役割を担っていただき、その人物になりきって演じていただきながら訓練を行うという手法をとっています。それから、備品はどういう物を準備したかということと、それは大体どれぐらいの金額で購入できますよということ。訓練をするときに、これぐらいの予算があればこのような訓練が行えますということ、皆さんたちにも知っていただきたいということで、全て掲載させていただいております。ぜひこのような訓練等が普及して、皆さんたちが本当に命と、先ほども言いましたように命を守るだけではなくて、暮らしが守れるような事前の対策ができるようになっていただきたいと思っています。

以上です。

○ ありがとうございます。御苦勞様でした。すばらしい冊子です。

特に御意見はございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。貴重な御提言をいただきました。

もう時間が過ぎておりますので、今日はこれで終わりにしたいと思いますけれども、今日の中身を反映させて 28 日の中防会議で決定したいので、ただ、できるだけ今日の御意見をいただいた中でアmendできるものについてはアmendすることも含めてやりますから、また事務局大変ですけれども、一度今日の意見を全部すり合わせて、また正副大臣でチェックをしますので、またその資料をまとめておいてください。

ということで、また余裕をもって最終的にお配りすることができるかどうかは、余り自信がないのですけれども、できるだけ皆様方からの御意見があったことは赤にするなりして、付箋をつけるなりして一覽性のあるように対応していきたいと思っております。

大変長時間ありがとうございました。今日の資料はそのまま置いておいていただいて、これがまた独り歩きしてしまいますといろいろ問題もありますので置いておいていただけますか。また修正なりしたものを皆さんのお手元にあらかじめ配りますので。

それでは、特にほかに御意見ございませんか。よろしいですか。では、今日は第 4 回

目終わります。ありがとうございました。